

コーポレートガバナンス方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値向上のための最適な経営体制の確立に資するべきものであると考えております。コーポレートガバナンスの強化に取り組むことにより、当社事業の持続的成長を実現するとともに、その社会的使命と責任を果たし、公正で透明性の高い経営を行ってまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備してまいります。また、株主の権利行使に十分に配慮いたします。

(2) 資本政策の基本的な方針

(資金調達)

当社は、当社事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、事業基盤の強化・拡充などに必要な資金については、安易に株式の希薄化につながることをないよう留意し、金融環境および株主資本と負債のバランス等を考慮し、調達してまいります。

(株主還元)

当社は、配当につきましては、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら配当性向 50%以上を基準に、年間配当金 140 円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得については、市場環境や資本の状況等を総合的に勘案したうえで機動的に実施いたします。

(ROE)

当社は、ROEを持続的な株主価値の向上に関わる重要な指標と認識し、利益創出力の強化と最適資本構成の実現により、ROEの向上に取り組んでまいります。

(3) 政策保有株式の保有方針と議決権行使基準

(政策保有株式の保有方針および取締役会による検証)

当社は、安定的な取引の維持・強化等、総合的に当社の企業価値の維持向上に必要と判断した株式を保有することとしております。保有する上場株式については、年 1 回、取締役会において、個別銘柄毎に、定性的かつ定量的な側面から、保有の合理性を検証し、合理性が認められない株式については、売却していくこととしております。

(議決権行使基準)

保有株式の議決権行使にあたっては、議案の内容、発行会社のコーポレートガバナンス体制や財務状況など経営内容を総合的に勘案し、保有目的との関連における合理性、当社グループや

発行会社の企業価値に与える影響などを基準に議決権を行使しております。

(4) 関連当事者間取引

当社は、関連当事者間の取引が株主共同の利益を害することがないように、取締役会規則において、「取締役と会社間の取引または取締役が第三者のために会社とする取引、その他会社と取締役との利益相反する取引の承認」および「主要株主ほか関連当事者と会社間の取引の承認」を決議事項として規定しております。また、当該取引のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する取引の承認に際しては、事前に監査等委員会の承認を得るものとしております。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(1) 創業者の精神とグループミッション

澁澤倉庫グループは、創業者の精神「正しい道理で追求した利益だけが永続し、社会を豊かにできる」を共有する価値観とし、物流を越えた、新たな価値創造により、持続可能で豊かな社会の実現に貢献してまいります。

(2) 長期ビジョン・中期経営計画

当社は、当社の持続的な企業価値向上をはかるため、長期ビジョン・中期経営計画を策定・公表しております。

創業者の精神とグループミッション Shibusawa 2030 ビジョン 澁澤倉庫グループ中期経営計画 2026
--

(3) 行動規範

当社は、「行動規範」を制定し、全役職員が株主、取引先をはじめとするステークホルダーを尊重し、遵法的かつ倫理的な態度と行動をとるよう律しております。

(4) コンプライアンス

当社は、「企業倫理推進プログラム」を制定し、法令遵守・企業倫理の推進活動の中核としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- ・「行動規範」の管理と改訂の立案
- ・役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- ・法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- ・法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- ・問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- ・法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- ・「行動規範」の実践状況、委員会の活動状況、決議事項および問題点の取締役会、経営執行会議への報告事項として定期的に報告

また、企業倫理推進プログラムにおいて、法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および経営陣から独立した第三者である弁護士を窓口とした社外に「ヘル

ライン」を設置し、公益通報者保護法に対応しております。

(5) 多様性の確保

当社は、物流業界という人手不足など厳しい労働環境に対応し、中長期的に人材を確保するため、女性・外国人・中途採用等、多様な人材の採用を継続的に行い、それぞれの能力を最大限に発揮できる人材育成や職場環境の整備への取組みが重要と考えております。

(女性の管理職員への登用)

女性の管理職員への登用については、積極的に推進しております。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、2026年度には管理職員比率を15%以上にするとして目標を掲げており、管理職候補女性向けの研修の実施などにより推進してまいります。

(外国人の管理職員への登用)

外国人の管理職員への登用については、海外現地法人において、総経理をはじめ実績があり、今後、国際部門の業容拡大の状況や、研修などによる能力アップにより、さらなる登用を実施してまいります。

(中途採用者の管理職員への登用)

中途採用者の管理職員への登用については、管理職員に占める中途採用者の割合を、将来的には15%以上とすることを目標にしております。

(人材の育成に関する方針)

お客さまや社会の変化に伴い、わたしたちのビジネスは日々変化しています。コーポレートスローガン「永続する使命。」を果たし続けるためには、わたしたち一人ひとりと組織とが共に成長しあう好循環を継続し、挑戦を続けていく必要があります。

OJTとジョブローテーション、各種指名研修による人材教育と共に、自身のキャリアを見据えて学ぶ意欲のある人に公平で持続的な能力開発の機会を提供し続けます。また、成長に向けた努力や挑戦が正当に評価され、更なる成長を後押しする評価制度を整備します。そして、自律的な人材が互いの成長をサポートし協力し合う企業風土の醸成に取り組んでまいります。

(社内環境整備に関する方針)

多様な価値観を尊重し、ワークライフバランスの推進、健康経営などに取り組むことで、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、誰もが心身ともに健康で、安全かつ安心して働き活きと働ける社内環境を整備してまいります。

(6) 企業年金の積立金の運用

当社は、企業年金の積立金の運用にあたっては、「年金資産の運用に関する基本方針」を定めており、同基本方針に則り、「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップコード)の受け入れ表明している運用機関にその運用を委託しております。個別の投資先選定や議決権行使については運用機関に一任しており、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

年金資産を管理する担当者は、投資機関等が開催する各種セミナーに出席するなどして必要な業務知識を習得し、運用機関による年金資産の運用状況を定期的にモニタリングしております。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

(1) 情報開示の充実

当社は、法令および金融商品取引所が定める開示ルール遵守の徹底をはかるとともに、株主をはじめとするそれぞれのステークホルダーが公平かつ適切に、非財務情報を含む重要情報を認識できるよう、当社コーポレートサイトなどを通じて情報開示を実施してまいります。

(2) サステナビリティを巡る課題への取組み

当社は、サステナビリティを巡る課題に取り組むため、サステナビリティ推進室を設置するとともに、グループ全体のサステナビリティを巡る課題に対する考え方を具体化するため、サステナビリティ推進基本方針を策定しております。そのなかで、①地球温暖化の防止、②循環経済への転換、③安全・安心の実現、④イノベーションの活用、⑤人権の尊重、⑥共存共栄の追求をマテリアリティ（重要課題）として特定し、事業活動を通じたマテリアリティの解決に、適切に取り組んでまいります。

サステナビリティ推進基本方針

また、金融安定理事会（F S B）の気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）が公表した提言に沿った形で適切な情報開示を行います。

澁澤倉庫グループにおける気候変動への取組み

なお、サステナビリティを巡る課題に対する取組みについては、その進捗状況等について、年1回取締役会において、議論することとしております。

4. 取締役会等の責務

(1) コーポレートガバナンス体制

当社は、監査等委員会設置会社として、役付執行役員による経営執行会議の設置や業務執行を担う取締役に対する重要な業務執行の決定の委任により迅速な経営の意思決定の実現と、独立性・専門性の高い社外取締役を含む取締役会および独立性・専門性の高い社外取締役を過半数とする監査等委員会による監督機能の強化や、監査等委員会、外部会計監査人および内部監査部門との連携によるチェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

(2) 取締役会および取締役

(取締役会の概要)

当社の取締役会は、社外取締役6名（内、女性1名）を含む11名の取締役により構成され、原則として月1回開催し、業務執行に係る重要事項や業績の進捗状況の報告を受けるとともに、経営方針、経営戦略を中心とした審議等を行い、監督機能を発揮してまいります。なお、取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は1年（監査等委員である取締役の任期は2年）にしております。また、社外取締役については、当社の「社外役員の独立性判断基準」（別紙1）に基づき選任を行い、企業経営者、弁護士、税理士等の多様な専門性と豊富な経験および優れた見識により、取

取締役会において独立した中立の立場から意見を述べております。

(指名・報酬委員会)

取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名・取締役の解任、取締役社長の選定・解職、取締役社長の後継候補者の各事項に関して協議し、取締役会に答申するとともに、取締役会からの委任を受けて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および年俸制対象執行役員の報酬に関する事項について決定を行う任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の構成は、社外取締役3名および取締役社長であり、諮問事項への答申および委任事項の決定についての透明性・公平性を確保するため、委員の過半数および委員長を社外取締役としております。

(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会規則の定めるところにより、「株主総会に関する事項」、「取締役に関する事項」、「財務に関する事項」、「株式および社債に関する事項」、「重要な業務に関する事項」を決議することとしております。「重要な業務に関する事項」については、取締役会は経営方針、経営戦略や特に重要な事案の審議・決定に重点を置き、その他の重要な業務執行における決議については、取締役会規則で一定の基準を定め、業務執行を担う取締役に委任しております。

(役員兼任)

当社の取締役が、他の上場会社の役員を兼任している場合には、有価証券報告書において、その兼任状況についての開示を行っております。また、取締役が他社役員を兼任する際には、取締役会において、「取締役の他社役員兼務の承認」を決議しております。

(3) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名により構成され、原則として毎月1回開催し、監査上の重要課題について情報共有と議論を行っております。監査等委員は、株主の負託を受けた独立の立場から、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるなど、取締役の職務執行を監査、監督しております。

(4) 指名と報酬の方針と手続き

(執行役員の選解任に関する方針と手続き)

執行役員は、会社の業務に精通し、人格・見識・実行力ともに優れた者から、代表取締役が推薦し、取締役会の決議により選任しております。執行役員の任期は1年ですが、社内規程に定める解任事項に該当すると判断した場合は、取締役会の決議により解任することとしております。

(取締役候補者の指名、取締役社長の選定・解職および取締役の解任議案に関する方針と手続き)

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、会社業務に精通し、かつ、会社経営に必要な広範な知識を有し、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断

力を有している者から、人格、見識等を総合的に勘案した適切な人材を、社外取締役候補者については、豊富な経験と優れた見識に加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」を充足する者を指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役候補者は、監査等委員としての職務能力や経験等を勘案し、会社の健全で持続的な成長を確保し得る人材を指名・報酬委員会の答申を踏まえるとともに、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定しております。

また、取締役社長の選定については、後継者候補の中から人格、見識等を総合的に勘案し、最もふさわしい者を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。取締役社長の解職および取締役の解任議案については、著しく適性を欠く可能性のある場合には、取締役会は、指名・報酬委員会へ諮問を行い、その答申を踏まえて、取締役会で決定することとしております。取締役の解任が発生する場合には、株主総会招集通知にその理由を記載いたします。

なお、各取締役の知見・経験や社外役員に期待する分野を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスを策定しております。

[スキル・マトリックス](#)

(役員報酬に関する方針と手続き)

当社は、役員の報酬等の決定方針を策定しております。

[役員の報酬等の決定方針](#)

(5) 取締役のトレーニング方針

取締役のトレーニングについては、その期待される役割や責務を適切に果たすことを目的として、社内取締役と、社外取締役に分け、以下のトレーニングを実施いたします。

(社内取締役)

- ・顧問弁護士による会社法、その他の重要法規に関するレクチャー
- ・原則年1回、会社業務の重要な事項に関する外部セミナーへの参加あるいは外部講師を招聘したレクチャー

(社外取締役)

- ・就任時における過去3事業年度分の招集通知、有価証券報告書および報告書等の提供と、管轄各部所による当社業務全般に関する説明
- ・当社業務への理解を深めるための物流現場への視察

(6) 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人の適正な監査のため、経営陣との面談や内部監査部門との連携など適切な対応に努めるとともに、十分な監査時間を確保します。また、監査等委員会は、外部会計監査人の独立性および監査の品質を適切に評価するための基準を策定し、外部会計監査人がこの基準を満たしているか否かを確認しております。

5. 株主との対話

(1) 株主・投資家との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家との対話において、経営方針および経営状況、事業戦略等を適切に説明するとともに、株主・投資家の意見や要望を参考にしながら、持続的な成長と企業価値の最大化をはかることとし、対話を促進するために以下の体制で取り組んでまいります。

- ・取締役社長が全体を統括し、管理部門管掌役員が I R 担当取締役として総合企画部、総務部等の I R 活動に関連する部所を管掌し、各部門間の連携をはかる。I R 担当窓口は総合企画部とする。
- ・株主・投資家からの面談の申し込みに対しては、希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で必要に応じて、社外取締役を含む取締役または経営陣幹部が対応する。
- ・個別面談の他、年 2 回（中間・期末決算後）決算説明会を開催し、説明会資料は当社コーポレートサイトで公開する。
- ・株主・投資家との対話の中で把握した重要な意見や要望事項については、経営執行会議および取締役会において報告する。
- ・株主・投資家との対話に際しては、社内規程である「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」に則り適切に対応する。

(2) 実質株主の把握

当社は、原則として年 2 回、実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。

附則

この方針は、総務部が起案し、取締役会決議により改訂するものとする。

2015 年 11 月 1 日 策定
2016 年 6 月 1 日 改訂
2017 年 6 月 29 日 改訂
2018 年 6 月 28 日 改訂
2018 年 11 月 1 日 改訂
2021 年 3 月 1 日 改訂
2021 年 6 月 25 日 改訂
2021 年 12 月 1 日 改訂
2022 年 6 月 29 日 改訂
2023 年 6 月 29 日 改訂
2024 年 5 月 10 日 改訂
2024 年 6 月 27 日 改訂
2025 年 5 月 12 日 改訂
2025 年 6 月 27 日 改訂

以 上

「社外役員の独立性判断基準」

当社は、社外取締役（監査等委員を含み、以下、総称して社外役員という）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定める。社外役員が、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

1. 当社および子会社の業務執行者（注1）
2. 当社の主要株主またはその業務執行者（注2）
3. 当社が大口出資者となっている法人の業務執行者（注3）
4. 当社の主要な取引先またはその業務執行者（注4）
5. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（注5）
6. 当社の主要な借入先またはその業務執行者（注6）
7. 当社の外部会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、監査法人、法律事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注7）
9. 当社の業務執行者が現任の社外取締役または社外監査役をつとめている会社の業務執行者
10. 当社から多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注8）
11. 過去において上記1に該当していた者、および、過去5年間に於いて、上記2から9のいずれかに該当していた者
12. 上記1から9のいずれかに該当する者の近親者（ただし、1以外は重要な者に限る）（注9・注10）
13. その他、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずる者および使用人をいう。

注2：「主要株主」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注3：「大口出資者」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注4：「当社の主要な取引先」とは、当該取引先との取引額が直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

注5：「当社を主要な取引先とする者」とは、当社に対しての取引額が当該取引先の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

注6：「当社の主要な借入先」とは、直近事業年度末における借入総額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注7：「多額の金銭その他財産」とは、当社から受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

注8：「多額の寄付」とは、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

注9：「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。

注10：「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する使用人をいう。

以 上